

議案第144号 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の改定につきましては、一般職の職員と同様に、本年8月7日に出されました人事院勧告に基づき改定するものであります。

2 ページ目をお願いいたします。

まず、1の改正を必要とする条例については、記載のとおりであります。

次に、2の改定の趣旨については、令和5年の人事院勧告に準拠し、特別職及び議員の期末手当の支給月数の引上げを行うにあたり、必要な条例改正を行うものであります。

3 ページ目をお願いいたします。

3の内容についてであります。今回は期末手当の改定であります。特別職の支給月数については、これまでより、国の指定職の期末勤労手当の支給月数を準用しており、令和5年度については、12月期で、現行の1.65月であるところを0.10月引き上げ1.75月とし、令和6

年度については、今回引き上げた支給月数分を6月期と12月期に二分し、0.10月の半分の0.05月を、それぞれの支給期に引き上げるものであります。

4 ページ目をお願いいたします。

4の影響額については、記載のとおり、教育長が9万5千円余りの増額となるものであります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。